

# 利 用 者 の た め に

## I 2015年農林業センサスの概要

### 1 調査の目的

2015年農林業センサスは、平成27年を調査年とする農林業構造統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な資料を整備することを目的とする。

### 2 根拠法規

「統計法」（平成19年法律第53号）、「統計法施行令」（平成20年政令第334号）、「農林業センサス規則」（昭和44年農林省令第39号）に基づき基幹統計調査として実施した。

### 3 調査の体系

2015年農林業センサスは、「農林業経営体調査」（農林業経営を把握するために個人、組織、法人などを対象にして実施する調査）と、「農山村地域調査」（農山村の現状を把握するために全国の市町村や農業集落を対象に実施する調査）に大別される。

各調査の調査実施系統、調査方法及び調査事項については次のとおり。

#### 【農林業経営体調査】

##### (1) 調査実施系統

農林水産省－都道府県－市区町村－指導員－調査員－調査対象

##### (2) 調査方法

調査客体による自計調査

##### (3) 調査対象

規定（Ⅱ用語の解説「農林業経営体」参照）に該当するすべての農林業経営体（試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く）

##### (4) 調査事項

- ア 経営の態様
- イ 世帯の状況
- ウ 農業経営の特徴
- エ 経営耕地面積等
- オ 農業用機械の所有
- カ 農業労働力
- キ 農作物の作付面積等及び家畜の飼養状況
- ク 農産物の販売金額等
- ケ 農作業の委託及び受託の状況
- コ 保有山林面積
- サ 林業労働力
- シ 育林面積等及び素材生産量
- ス 林産物の販売金額等
- セ 林業作業の受託の状況
- ソ その他農林業経営体の現況を把握するために必要な事項

#### 【農山村地域調査】

##### (1) 調査実施系統

ア 市区町村調査

農林水産省－地方統計組織－調査対象

- イ 農業集落調査
  - 農林水産省－地方統計組織－調査員－調査対象
- (2) 調査方法
  - ア 市区町村調査
    - 往復郵送調査（申出によりオンライン調査も可能）
  - イ 農業集落調査
    - 農業集落精通者に対する自計調査（申出により調査員の面接聞き取りも可能）
- (3) 調査対象
  - 全国の市町村や農業集落（全域が市街化区域の農業集落を除く。）
- (4) 調査事項
  - ア 農地・森林の状況等
  - イ 地域資源の保全・活用状況
  - ウ 総土地面積・林野面積に関する事項
  - エ 農業集落の立地条件等
  - オ その他農山村地域の現況を把握するために必要な事項

#### 4 調査期日

平成27年2月1日現在で実施。

#### 5 2015年農林業センサスの主な変更点

##### (1) 調査スケジュールの見直し

- ア 調査準備期間を調査年の前年7～9月の3ヶ月から、1～7月の7ヶ月に拡大
- イ ① 農林業経営体調査
  - 調査困難地域での調査員の安全確保のため実査期間を一ヶ月前倒し
- ② 農山村地域調査
  - 農林業経営体調査との輻輳を避け、調査内容に精通した調査員を確保する観点から、実査期間を農林業経営体調査終了後に変更
- ウ 調査方法の見直し
  - ① OCR調査票の導入
  - ② 一部の地域におけるオンライン報告の導入

##### (2) 調査項目等の見直し

- ア 農林業経営体調査
  - ① 項目の新設・追加
    - ・ 工芸農作物・野菜類・果樹類の品目別作付面積欄の新設
    - ・ 異業種からの資本金・出資金の提供に係る調査事項の拡充
    - ・ 農業生産関連事業の売上金額規模と事業ごとの割合欄の新設
    - ・ 経営方針決定への参画状況欄の新設
    - ・ 常雇いの年齢別人口数の新設
    - ・ 林業経営の受委託面積欄の新設
  - ② 項目の廃止
    - ・ 1世帯複数経営に関する世帯項目
- イ 農山村地域調査
  - ① 項目の新設・追加
    - ・ 農業集落から生活関連施設までの主な交通手段・所要時間、地域資源の保全についての連携状及び活性化のための活動状況
  - ② 項目の廃止
    - ・ 地域資源を活用した施設（産地直売所）に関する調査項目

## II 用語の解説

1 基本事項																																		
農林業経営体	<p>次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。</p> <p>(1) 経営耕地面積が 30 a 以上の規模の農業</p> <p>(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準(物的指標)以上の農業</p> <table border="0"> <tr> <td>ア</td> <td>露地野菜作付面積</td> <td>15 a</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>施設野菜栽培面積</td> <td>350 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>果樹栽培面積</td> <td>10 a</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>露地花き栽培面積</td> <td>10 a</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>施設花き栽培面積</td> <td>250 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>カ</td> <td>搾乳牛飼養頭数</td> <td>1 頭</td> </tr> <tr> <td>キ</td> <td>肥育牛飼養頭数</td> <td>1 頭</td> </tr> <tr> <td>ク</td> <td>豚飼養頭数</td> <td>15 頭</td> </tr> <tr> <td>ケ</td> <td>採卵鶏飼養羽数</td> <td>150 羽</td> </tr> <tr> <td>コ</td> <td>ブロイラー年間出荷羽数</td> <td>1,000 羽</td> </tr> <tr> <td>サ</td> <td>その他</td> <td>調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模</td> </tr> </table> <p>(3) 権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く)を行うことができる山林(以下「保有山林」という)の面積が 3 ha 以上の規模の林業(育林又は伐採を適切に実施した者に限る)</p> <p>(4) 農作業の受託の事業</p> <p>(5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業</p>	ア	露地野菜作付面積	15 a	イ	施設野菜栽培面積	350 m <sup>2</sup>	ウ	果樹栽培面積	10 a	エ	露地花き栽培面積	10 a	オ	施設花き栽培面積	250 m <sup>2</sup>	カ	搾乳牛飼養頭数	1 頭	キ	肥育牛飼養頭数	1 頭	ク	豚飼養頭数	15 頭	ケ	採卵鶏飼養羽数	150 羽	コ	ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽	サ	その他	調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模
ア	露地野菜作付面積	15 a																																
イ	施設野菜栽培面積	350 m <sup>2</sup>																																
ウ	果樹栽培面積	10 a																																
エ	露地花き栽培面積	10 a																																
オ	施設花き栽培面積	250 m <sup>2</sup>																																
カ	搾乳牛飼養頭数	1 頭																																
キ	肥育牛飼養頭数	1 頭																																
ク	豚飼養頭数	15 頭																																
ケ	採卵鶏飼養羽数	150 羽																																
コ	ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽																																
サ	その他	調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模																																
農業経営体	<p>「農林業経営体」の規定のうち(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。</p> <p>なお、2000 年世界農林業センサスでは、販売農家、農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体を合わせた者となる。</p>																																	
林業経営体	<p>「農林業経営体」の規定のうち(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。</p>																																	
家族経営体	<p>「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう。</p>																																	
組織経営体	<p>「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行わない者(家族経営でない経営体)をいう。</p>																																	

農事組合法人	農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)に基づき、「組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進すること」を目的として設立された法人をいう。
株式会社	会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。
合名・合資会社	会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいう。
合同会社	会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。
相互会社	保険業法(平成 7 年法律第 105 号)に基づき、保険会社のみが認められている中間法人であり、加入者自身を構成員とすることから、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。
農協	農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)に基づく農業協同組合、農協の連合組織(経済連等)が該当する。
森林組合	森林組合法(昭和 53 年法律第 36 号)に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
その他の各種団体	農業災害補償法(昭和 22 年法律第 185 号)に基づく農業共済組合や農業関係団体、または森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体が該当する。林業公社(第三セクター)もここに含める。
その他の法人	上記以外の法人で、公益法人、宗教法人、医療法人、NPO 法人などが該当する。
地方公共団体・財産区	地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当する。 財産区とは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)に基づき、市区町村の一部で財産を所有し、又は公の施設をもうけ、当該財産等の管理・処分・廃止に関する権能を有する特別地方公共団体をいう。
個人経営体	「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう(一戸一法

経営主	人は含まない。  生産品目や規模、請け負う農林業作業の決定、具体的な作業時期や作業体制、労働や資本の投入、資金調達といった農林業経営の管理運営、経営全般を主宰する者をいう。
雇用者	雇用者は、農業経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」(手間替え・ゆい(労働交換)、手伝い(金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働)を含む)の合計をいう。
常雇い	あらかじめ7か月以上の契約(口頭の契約でもよい)で農業経営のために雇った人をいう。 また、年間7か月以上の契約で雇っている外国人技能実習生も含む。
臨時雇い	日雇い、季節雇いなど農業経営のために臨時雇いした人をいう。 なお、有償・無償を問わず、研修生、手間替え・ゆい(労働交換)などを含む。
生産年齢人口	15～64歳の者をいう。
世帯員	原則として住居と生計を共にしている者をいう。出稼ぎに出ている人は含むが、通学や就職のためによそに住んでいるもの、住み込みの雇人は除く。
後継者	15歳以上の世帯員で、次の代でその家の農業経営又は林業経営を継承することが確認されているものをいう(予定者を含む)。
<b>2 農業関連事項</b>	
単一経営	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体又は農家をいう。
準単一経営	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体又は農家をいう。
複合経営	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満の経営体又は農家をいう。
農家	調査期日現在の経営耕地面積が10a以上あるか、又は経営耕地面積が10a未満でも、過去1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。

販売農家	経営耕地面積が 30 a 以上又は調査期日前 1 年間に於ける農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が 30 a 未満で、かつ、調査期日前 1 年間に於ける農産物販売金額が 50 万円未満の農家をいう。
土地持ち非農家	上記「農家」の基準に該当しないものの、調査期日現在の耕地及び耕作放棄地が 5 a 以上の世帯をいう。
主業農家	農業所得が主(農家所得の 50%以上が農業所得)で、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家をいう。
準主業農家	農外所得が従(農家所得の 50%未満が農業所得)で、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家をいう。
副業的農家	調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいない農家(主業農家及び準主業農家以外の農家)をいう。
専業農家	世帯員の中に兼業従事者が 1 人もいない農家をいう。
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が 1 人以上いる農家をいう。
兼業従事者	調査期日前 1 年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は農業以外の自営業に従事した者をいう。
第 1 種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
第 2 種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。
農業専従者	調査期日前 1 年間に自営農業に 150 日以上従事した者をいう。
準専従者	調査期日前 1 年間に自営農業に 60～149 日従事した者をいう。
農業従事者	15 歳以上の世帯員のうち、調査期日前 1 年間に自営農業に従事したものをいう。
農業就業人口	自営農業に従事した世帯員(農業従事者)のうち、調査期日前 1 年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。

<p>基幹的農業従事者</p>	<p>農業就業人口(自営農業に主として従事した世帯員)のうち、ふだん仕事として主に農業に従事している者をいう。</p>
<p>経営耕地</p>	<p>農家や農業生産法人などの農林業経営体が経営する耕地(田、樹園地、畑)のことで、自ら所有している耕地(自作地)と、よそから借りて耕作している耕地(経営を全面的に受託している耕地、軍用地内の黙認耕作地を含む)を加え、他に貸している耕地を除いたもの。</p> <p>この「経営耕地」に定める耕地の取扱いは、次のとおりとした。</p> <p>(1) 貸している耕地は経営耕地には含めず、借りている耕地は経営耕地に含む。</p> <p>(2) 過去1年間に2作以上作付けした耕地で、そのうちの1作の期間だけを他の人に貸した場合は、貸している耕地とはせず(1作の期間だけ借りた側にとっても、借りている耕地とはしない)当該耕地は貸した側の経営耕地とした。</p> <p>(3) 過去1年間に1作しか作付けしていなかった耕地で、その1作の期間を他の人に貸した場合は、貸している耕地とし(1作の期間だけ借りた側にとっても、借りている耕地とする)当該耕地は借りた側の経営耕地とする。</p> <p>なお、貸した側において作付けはしなかったものの、除草剤の散布など一定の管理を行っている場合は、この限りではなく、上記(2)と同様の取扱いとする。</p> <p>(4) 田には、はす、わさび、い草、くわい、せりなどを栽培する特殊田を含む。</p> <p>(5) 畑には、普通畑のほか、牧草栽培地、焼畑、切替畑、温室の敷地、花き、観賞用樹木の栽培地などを含む。</p> <p>(6) たけのこ、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、くり、くるみ、あぶらぎり、山茶、山桑、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地で施肥などの肥培管理をしている場合は、樹園地とする。</p> <p>(7) 林業用苗木栽培地も経営耕地とする。</p> <p>(8) 休閒している田畑(過去1年間は作付けしなかったが、数年のうちに作付けを予定している田畑)は耕地とするが、耕作放棄地(過去1年以上作付けせず、この数年の間に再び作付けする考えのない土地)は経営耕地に含めない。</p> <p>(9) 河川敷や官公有地などを利用して作物を栽培する場合も、経営耕地に含む。</p> <p>(10) 宅地内の田畑も10a以上あれば、経営耕地に含める。</p> <p>(11) 開墾地は、初年度であっても、作付けを1度でもしていれば経営耕地とする。</p>

<p>田</p>	<p>(12) 経営耕地面積は、けい畔を含めた面積です。しかし、棚田などでけい畔が相当に広い面積を占めている場合は、本地面積の2割をけい畔部分として田面積に入れることとする。※田面積＝本地面積＋(本地面積×1/5)</p> <p>耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。 水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。</p> <p>(1) 陸田(もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地や湛水のためビニールを張り水稻を作っている土地)も田とした。</p> <p>(2) ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地とした。また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑とした。 なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいしている土地は、たとえ水稻を作っている畑とした。</p>
<p>稲を作った田</p>	<p>食用又は飼料用の水稻を作った田をいう。 なお、バイオエタノール用などその他の用途で作った水稻は含まない。</p>
<p>二毛作した田</p>	<p>水稻を作った田のうち、二毛作(裏作)をした田をいう。</p>
<p>何も作らなかった田</p>	<p>災害や労働力不足、転作などの理由で、過去1年間まったく作付けしなかったが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある田をいう。 ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕作放棄地として、ここには含まない。</p>
<p>畑</p>	<p>耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。</p>
<p>普通作物を作った畑</p>	<p>畑のうち、飼料用作物や牧草のみを栽培した畑は含まない。</p>
<p>飼料用作物だけを作った畑</p>	<p>飼料用作物や牧草のみを栽培した畑をいう。 なお、牧草だけを継続して作った畑は、「牧草専用地」とした。</p>
<p>牧草専用地</p>	<p>牧草だけを輪作せずに継続的に栽培している土地をいう。</p>
<p>何も作らなかった畑</p>	<p>災害や労働力不足などの理由で、過去1年間まったく作付けしなかったが、</p>



<p>樹園地</p>	<p>ここ数年の間に再び耕作する意思のある畑をいう。</p> <p>木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1 a以上まとまっているもので肥培管理している土地をいう。花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めた。</p> <p>なお、樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。</p>
<p>借入耕地</p>	<p>他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。</p>
<p>貸付耕地</p>	<p>他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。</p>
<p>耕作放棄地</p>	<p>以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け(栽培)せず、この数年の間に再び作付け(栽培)する意思のない土地をいう。</p> <p>なお、次のような土地も耕作放棄地に含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 宅地転用予定のため作付け(栽培)していない土地</li> <li>(2) 売却予定のため作付け(栽培)していない土地</li> <li>(3) 林木を植えるなど耕地以外の利用を考えて作付け(栽培)せず放置している土地</li> <li>(4) 牧草や果樹を栽培していた耕地で、過去1年以上管理しておらず、ここ数年のうちに手を入れることが確定していなければ、牧草や果実の採取を行っていたとしても耕作放棄地とする。</li> </ul> <p>※ 現況が森林・原野になっている土地は、耕作放棄地とはしない。</p>
<p>耕地以外で採草地・放牧地として利用した土地</p>	<p>保有又は借り入れている山林、原野及び耕作放棄地等で、過去1年間に飼料用や肥料用に採草したり、放牧又はけい牧地として利用した土地のことをいう。</p>
<p>販売目的の作物</p>	<p>販売を目的で作付け(栽培)した作物であり、自給用のみを作付け(栽培)した場合は含めない。</p> <p>また、販売目的で作付け(栽培)したものを、たまたま一部自給向けにしたものは含めた。</p> <p>なお、作物について露地及び施設別に区分した。</p>
<p>露地</p>	<p>屋根などの覆いのない土地をいう。</p>
<p>施設</p>	<p>ビニールハウス、ガラス室など園地全面を被覆している施設で、その中で作業者が通常の作業姿勢で栽培管理を行うことのできる高さのあるものをいう。</p>

	<p>なお、雨よけ程度のものや、水稻の育苗だけ、又は、きのこの栽培だけに使用したものは除いた。</p>
<p>乳用牛</p>	<p>調査期日現在搾乳中の牛(乾乳中の牛を含む)のほか、将来搾乳する目的で飼っている牛、種牛(種牛候補を含む)及びと殺前に一時肥育している乳廃牛をいう。</p> <p>なお、肉用として肥育している未経産牛や肉用のおす牛、生後すぐ(1週間程度)に肉用として売る予定の子牛は、ここには含めず「販売する予定で飼っている牛」に含む。</p>
<p>販売する予定で飼っている牛</p>	<p>乳用牛以外の牛をいう。乳用種のおすばかりでなく、未経産のめす牛も販売するために肥育している場合は含む。</p> <p>なお、乳廃牛を肥育している場合は含まない。</p>
<p>和牛などの肉用種</p>	<p>以下に該当するものをいう。</p>
<p>子取り用めす牛</p>	<p>子牛を生産する目的で飼養している和牛などの肉用種のめす牛をいう。</p> <p>また、調査期日現在子牛であるが、将来、子牛の生産を行わせる目的で飼養しているもの及びふだんは役牛として使役していても、飼養している目的が子取り用のものを含める。</p>
<p>肥育中の牛</p>	<p>自ら肥育し、肉用として販売するに肥育している牛や、自ら生産した子牛で肉用として販売するために肥育している牛をいう。また、黒毛和種、褐色和種、無角和種及び日本短角種等の和牛のほか、アバディーンアンガス及びヘレフォード等の外国種を含める。</p>
<p>売る予定の子牛</p>	<p>自ら生産した子牛及び他から購入した子牛で、子牛のまま又は数か月飼育(育成)してから肥育もと牛として販売する予定で飼養している牛をいう。</p> <p>子牛とは生後1年未満のものをいう。</p> <p>使役を主目的で飼養している役牛や種おす牛なども含めた。</p>
<p>和牛と乳用種の交雑種</p>	<p>乳用種のめすに肉用種のおすを交配し生産された、いわゆるF1牛及びF1牛めすに肉用種おすを交配し生産されたF1クロス牛をいう。</p> <p>また、以下に該当するものをいう。</p>
<p>肥育中の牛</p>	<p>和牛と乳用種の交雑種を肉用として販売することを目的に肥育しているものをいう。</p> <p>また、自ら交配して生産した子牛で、肥育用として飼養する予定のものを含む。</p>

<p>売る予定の子牛</p>	<p>和牛と乳用種の交雑種のうち、自ら生産した子牛及び他から購入した子牛で、子牛のままか又は数か月飼育(育成)してから肥育用のもと牛として販売する予定で飼養しているものをいう。</p>
<p>肉用として飼っている乳用種</p>	<p>以下に該当するものをいう。</p>
<p>肥育中の牛</p>	<p>乳用種のおす牛又は未経産のめす牛で肉用として肥育しているものをいう。また、自ら交配して生産した子牛で、肥育用として飼養する予定のものを含む。</p>
<p>売る予定の子牛</p>	<p>自ら生産した乳用種の子牛や他から購入した子牛で、子牛のままか又は数か月飼育(育成)してから肥育用のもと牛として販売する予定で飼養しているものをいう。 ただし、生後3か月くらい肥育し出荷する予定の牛(ホワイトビール)は前出の「肉用として飼っている乳用種」の「肥育中の牛」に含めた。</p>
<p>販売目的で飼っている豚</p>	<p>以下に該当するものをいう。</p>
<p>子取り用めす豚</p>	<p>子取り用に飼養している6か月齢以上のめす豚をいう。</p>
<p>肥育中の豚</p>	<p>自ら肥育し、肉用として販売することを目的に飼養している豚をいう。 なお、豚種に加え、将来子取り用にする予定の6か月未満のめす豚及び将来種おすにするかどうか決まっていないものも含む。</p>
<p>採卵鶏</p>	<p>卵の販売目的で飼養している採卵鶏(ひなどりを含む)をいう。 ブロイラー、愛がん用の東天紅・尾長鶏・ちゃぼ、種鶏などは含まない。 なお、廃鶏も調査期日現在でまだ飼養していれば、便宜上、ここに含めた。</p>
<p>ブロイラー</p>	<p>当初から食用に供する目的で飼養し、原則としてふ化後3か月未満で肉用として出荷したにわとり(肉用種、卵用種は問わない)をいう。 なお、採卵鶏の廃鶏は含まない</p>
<p>農産物の加工</p>	<p>販売を目的として、自ら生産した農産物をその使用割合の多寡にかかわらず用いて加工していることをいう。また、加工自体を他に委託している場合は含むが、他から委託され加工賃を徴収している場合は含まない。</p>

貸農園・体験農園等	<p>所有又は借り入れている農地を、第三者を経由せず農園利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得ているものをいう。</p> <p>なお、自己所有の農地を市区町村・農協が経由する市民農園に有償で貸与しているものは含まない。</p>
観光農園	<p>観光客を対象に、料金を得て自ら生産した農産物の収穫等の一部の農作業を体験又はほ場を觀賞させる事業をいう。</p>
農家民宿	<p>農業を営む者が、旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)に基づき都道府県知事の許可を得て観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。</p>
農家レストラン	<p>農業を営む者が、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)に基づき都道府県知事の許可を得て、不特定の者に自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。</p>
海外への輸出	<p>収穫した農産物等を直接又は商社や団体を経由(手続の委託や販売の代行のため)して海外へ輸出している場合、または輸出を目的として農産物の生産に取り組んでいる場合をいう。</p>
農作業の受託	<p>農作業に関する作業を一括で又は作業ごとに受託し、通常「1 a あたり〇〇円」という単位で報酬を受け取ったものをいう。</p>
酪農ヘルパー	<p>休みをとることが困難な酪農家に代わり、朝晩の搾乳作業を中心に、一定期間作業を代行するものをいう。</p>
水稻作作業の受託	<p>全作業受託とは、同一の世帯又は組織から水稻作の育苗から乾燥・調製までの全作業を受託したことをいう。</p> <p>部分作業受託とは、水稻作の育苗、耕起・代かき、田植、防除、稲刈り・脱穀、乾燥・調製のうち、1 種類以上の作業について受託したことをいう。</p>
農業用機械	<p>機械の購入者でなく、実際に機械を管理している者をその機械を所有している者とみなした。</p> <p>また、数戸で共有している機械で、調査期日現在、当該調査客体が保管・管理している機械も含めた。</p>
環境保全型農業	<p>「環境保全型農業の基本的考え方」(平成 6 年 4 月農林水産省環境保全型農業推進本部)によれば、「農業の持つ物資循環機能を生かし、生産性との調和</p>

	<p>に留意しつつ、土づくり等を通じて、化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」と定義されており、地域の慣行(地域で従来から行われている方法)に比べて農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、堆肥による土づくりを行うなど、環境に配慮した農業をいう。</p>
3 林業関連事項	
所有山林	<p>世帯又は組織が実際に所有している山林をいう。          なお、登記は済んでいないものの、実際に相続している山林や購入した山林を含む。          また、共有林などのうち、割替えされない割地(半永久的に利用できる区域)があれば、それも含めた。</p>
貸付山林	<p>所有山林のうち、山林として使用する目的で貸し付けている土地及び分収(土地所有者と造林者が異なり、両方で収益を分配するもの)させている山林をいう。</p>
借入山林	<p>単独で山林として使用する目的で借り入れている土地及び分収している山林をいう。          また、共有林などのうち、割り替えされる割地(何年かで利用できる土地が変更されるもの)があれば、それも含めた。</p>
保有山林	<p>世帯又は組織が単独で経営できる山林をいい、世帯又は組織が実際に所有している山林(所有山林)から山林として使用する目的で貸し付けている土地(貸付山林)を除いたものに、山林として使用する目的で借り入れている土地(借入山林)を加えたものをいう。          ※保有山林 = 所有山林 - 貸付山林 + 借入山林</p>
割地	<p>「ムラ」の山林や共有林などのうち、権利者が勝手に利用できる区域がはっきり決められているものをいう。</p>
素材生産量	<p>素材とは丸太のことをいう。素材生産量は丸太の体積で表し、一般的には立方メートル(m<sup>3</sup>)の単位で表示する。</p>
立木買いによる素材生産	<p>立木を購入し、伐木して素材のまま販売することをいう。</p>
林産物の販売	<p>保有山林から生産された林産物について、調査期日より過去1年間に販売のあったものをいう。以前に保有山林から採取したものを過去1年間に販売</p>

	<p>した場合又は保有山林から生産された林産物を自営の製材業などに振り向けた場合を含む。</p> <p>なお、次の場合は販売に含まない。</p> <p>(1) 他人から買った立木により素材を生産し販売した。</p> <p>(2) 他人から買った立木を転売した。</p> <p>(3) 他人から素材を買って木炭、まき、木材チップなどを生産し販売した。</p> <p>(4) 栽培きのこ類や林業用苗木などを販売した。</p> <p>(5) 林産物をこの1年間に生産したが、時期を見て売るつもりで、まだ持っている。</p>
用材	<p>樹種を問わず、製材用丸太、パルプ用材、合板用材、電柱用材、土木用材、坑木、まくら木、農用等に使われる木材をいう。</p>
立木で	<p>立木のまま販売したものをいう。</p>
素材で	<p>立木を伐倒し、所定の長さに切断した丸太あるいは、切断した後で運搬を容易にするために四面をとった丸太(そま角)にして販売したものをいう。</p>
ほだ木用原木	<p>保有山林からの材木を、しいたけ、なめこなどを生産するほだ木用の原木として販売したものをいう。</p>
特用林産物	<p>保有山林から生産又は採取し販売したもののうち、用材、ほだ木用原木を除く林産物をいう。</p> <p>主な特用林産物は、薪炭原木、竹材、樹実、樹皮、葉、樹根、山林から採取した山菜、天然のきのこ類やたけのこなどである。</p> <p>なお、栽培きのこ類、林業用苗木は含まない。</p>
植林	<p>山林とするために、伐採跡地や山林でなかった土地へ、苗木の植え付け、趣旨の播き付け、挿し木などを行うことをいう。</p>
下刈りなど	<p>材木の健全な育成のために行う下刈り、除伐、つる切り、枝打ち、雪起こしなどの植林から間伐までの作業をいう。</p> <p>なお、作業を年2回以上同一区画で行った場合あるいは同一区画で別々の作業を行った場合の面積は、延べ面積ではなく実面積とした。</p>
間伐	<p>除伐後に行う作業で、立木密度を調整して材木を健全に成長させるため、劣勢木、不用木など材木の一部を伐採することをいう。</p>
切捨間伐	<p>間伐材を林内に放置したままにすることをいう。</p>

利用間伐	間伐材を林外に運搬し他に利用することをいう。
主伐	<p>一定の林齢に生育した立木を、用材等で販売するために伐採することをいう。主伐には、一度に全面積を伐採する皆伐と、区画内の立木を何度かに分けて抜き切りする択伐があるが、択伐の場合であっても、面積は伐採した全体の区画面積とした。</p> <p>なお、被害木の伐採は含まない。</p>
主伐(受託)	委託を受けて、主伐を行うことをいう。
主伐(立木買い)	立木を購入し、当該立木に対して主伐を行うことをいう。
林業作業の受託	よその林業作業(立木買いによる素材生産を含む。)を請け負うことをいう。
林家	調査期日現在の保有山林面積が1 ha以上の世帯をいう。

### Ⅲ 利用上の注意

- 1 本書の数値は確定値である。
- 2 本書の結果概要（以下「概要」という。）の数値は四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。
- 3 概要中の増減率、構成比は原数の値により算出している。
- 4 表中に用いた記号は以下のとおりである。
  - 「－」：事実のないもの
  - 「…」：事実不詳又は調査を欠くもの
  - 「△」：マイナス（比較減）を表すもの
  - 「0」、「△0」、「0.0」又は「△0.0」：四捨五入して単位未満となったもの  
 ※概要中の表では、増減なしは「0」、その場合の増減率は「0.0」と表記した。
  - 「x」：個人、法人又はその他の団体の個々の秘密に属する事項を秘匿するため、統計数値を公表しないもの
- 5 地域区分の該当市町村は次のとおりである。

地域区分	該当市町村
中部地域	宮崎市、国富町、綾町
南那珂地域	日南市、串間市
北諸県地域	都城市、三股町
西諸県地域	小林市、えびの市、高原町
児湯地域	西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町
東臼杵地域	延岡市、日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村
西臼杵地域	高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

- 6 農業地域類型区分に用いた定義は次のとおりである。

類型区分	定 義
都市的地域	① 可住地に占めるDID面積が5%以上で、人口密度500人以上またはDID人口2万人以上の旧市町村。 ② 可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の旧市町村。ただし、林野率80%以上のものは除く。
平地農業地域	① 耕地率20%以上かつ林野率50%未満の旧市町村。ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑との合計面積の割合が90%以上のものを除く。 ② 耕地率20%以上かつ林野率50%以上で傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑との合計面積の割合が10%未満の旧市町村。
中間農業地域	① 耕地率が20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市町村。 ② 耕地率が20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の旧市町村。
山間農業地域	林野率80%以上かつ耕地率10%未満の旧市町村。

注 [1] 決定順位：都市的地域→山間農業地域→平地農業地域・中間農業地域  
 [2] DID[人口集中地区]とは、人口密度が4,000人/㎢以上の国勢調査基本単位区がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地区をいう。  
 [3] 傾斜は一筆ごとの耕作面の傾斜ではなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。  
 [4] 旧市町村とは、平成17年2月1日現在の市町村の区域内に含まれる昭和25年2月1日現在の市町村をいう。



7 農業地域類型区分の該当市町村（地域）は次のとおりである。

類型区分	該当市町村（地域）
都市的地域	宮崎市（旧宮崎市区域、旧住吉村区域、旧生目村区域、旧佐土原町広瀬村区域、旧清武町区域） 都城市（旧都城市区域）、延岡市（旧延岡市区域）、日向市（旧富島町区域） 高鍋町
平地農業地域	宮崎市（旧瓜生野村区域、旧倉岡村区域、旧佐土原町区域、旧佐土原町那珂村区域） 都城市（旧志和池村区域、旧庄内町区域、旧高崎町区域） 串間市（旧北方村区域）、西都市（旧妻町区域、旧都於郡村区域） 高原町、国富町（旧本庄町区域、旧木脇村区域） 新富町（旧富田村区域、旧新田村区域）、川南町
中間農業地域	宮崎市（旧木花村区域、旧田野町区域、旧高岡町区域、旧高岡町紙屋村区域、旧高岡町穆佐村区域） 都城市（旧西岳村区域、旧中郷村区域、旧高城町区域、旧山田町区域） 延岡市（旧南方村区域） 日南市（旧日南市区域、旧細田町区域、旧榎原村区域、旧南郷町南郷村区域、旧南郷町榎原村区域） 小林市（旧野尻町区域、旧野尻村区域、旧紙屋村区域） 日向市（旧美々津町区域、旧岩脇村区域） 串間市（旧福島町区域、旧大束村区域、旧本城村区域） 西都市（旧上徳北村区域、旧三財村区域） えびの市（旧飯野町区域、旧加久藤町区域、旧真幸町区域） 三股町、国富町（旧八代村区域）、綾町、木城町（旧木城村区域）、都農町 高千穂町（旧田原村区域）
山間農業地域	宮崎市（旧青島村区域）、都城市（旧山之口町区域） 延岡市（旧南浦村区域、旧北方町区域、旧北川町区域、旧北浦町区域） 日南市（旧鶴戸村区域、旧酒谷村区域、旧北郷町区域）、小林市（旧須木村区域） 日向市（旧東郷町区域）、串間市（旧都井村区域、旧市木村区域） 西都市（旧三納村区域、旧東米良村区域）、西米良村、木城町（旧東米良村区域） 門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町（旧南郷村区域、旧西郷村区域、旧北郷村区域） 高千穂町（旧高千穂町区域、旧岩戸村区域、旧上野村区域） 日之影町（旧七折村区域、旧岩井川村区域、旧岩戸村区域） 五ヶ瀬町（旧三ヶ所村区域、旧鞍岡村区域）

本書についての問い合わせ先  
 宮崎県総合政策部統計調査課 産業統計担当  
 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号  
 電 話 0985-32-4451（直通）  
 ファクシミリ 0985-29-0534